

盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザルに係る質問への回答について（令和5年6月21日）

No	質問	回答
1	6月23日締め切りの参加表明書提出以降に、管理技術者等の体制を変更することは可能でしょうか？	管理技術者等については1次審査（書類審査）における評価項目であり、また、参加意向申請書の提出者が5者を超える場合は、評価基準における「参加表明者等の経験及び能力に関する事項」の採点の合計点により、上位5者を評価対象者として選定していることから、令和5年6月23日午後5時までに提出していただく参加意向申請書等に記載している事項の変更はできません。
2	<p>【提案書に係る質問】</p> <p>仕様書の「5. 業務内容」「（3）利用者ニーズの把握」について質問いたします。</p> <p>質問①：業務規模の設定にあたり、想定されたヒアリング調査の団体数およびワークショップの実施回数について教えてください。</p>	発注者では具体を定めておらず、提案書（評価テーマ2）において、提案していただく内容となります。
3	<p>【提案書に係る質問】</p> <p>仕様書の「5. 業務内容」「（3）利用者ニーズの把握」について質問いたします。</p> <p>質問②：ヒアリング調査の実施先やワークショップの参加メンバーについて想定されているものはありますか？それとも提案事項と理解してよろしいでしょうか？</p>	発注者では具体を定めておらず、提案書（評価テーマ2）において、提案していただく内容となります。
4	1. 管理技術者及び照査技術者の資格要件について、「総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画」とは、総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）のことでしょうか。	総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）のことです。
5	2. 様式第2号の注2)は個人資格に関するものではないかと思いますが、様式第2号に必要な写しがあるのでしょうか。	様式第2号において、技術士数の記載をしていただきますが、その確認資料として登録証の写しを求めています。
6	3. 評価基準において、照査技術者は資格要件のみとなっていますが、様式第6号の照査技術者の経歴書に、過去5年間の同種又は類似実績を記入するようになっています。評価基準が資格要件のみであるため、経歴書の過去5年間の同種又は類似実績は不要と考えますが、いかがでしょうか。	評価基準ではございませんが、当該業務の参考とするため、管理技術者及び主たる担当技術者と同様に記載をお願いします。

7	4. 実施要領 p6の「(3) 見積書等の記載事項」では、様式：任意様式、ページ数：各様式1ページに記載することとなっています。見積書は1ページ内にすべて記載するというのでしょうか。	そのとおりでございます。なお、実施要領 p6の「(3) 見積書等の記載事項」の見積書等とは、見積書と見積内訳書のことであり、見積書、見積内訳書それぞれ1ページ内で記載していただくこととなります。
8	5. 様式第2号の技術士数は、総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）の資格保有者だけの人数でしょうか。	そのとおりでございます。総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）のみとなります。
9	6. 参加意向について、担当技術者経歴書（様式第7号）は、主たる担当者1名分を提出すればよいのでしょうか。	そのとおりでございます。
10	・実施要領P2の管理技術者等が満たすべき条件や、別表（評価基準）の中の技術者資格として、「技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）」が挙げられていますが、技術士（総合技術監理部門）の場合には、科目は限定しない（「建設－都市及び地方計画」以外でもよい）と考えてよろしいのでしょうか？	技術士につきましては、総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）であります。
11	・仕様書P4の「(7)事業評価資料作成」の「前回」とは何を指すのでしょうか？	現行計画である3市町の地域公共交通網形成計画のことです。
12	1. 共同企業体での参加にあたり、参加意向申請の際に提出書類以外に提出が必要な書類や様式があるか、教えていただけますか。また、共同企業体の企業別に準備する様式があるか、教えていただけますか。	特にございませんが、提出いただいた書類等を基に評価を行いますので、分かりやすく記載する等、お願いいたします。
13	2. 共同企業体での参加にあたり、様式第3号「業務実績書」に記載する実績は、参加企業全社で10件までという認識で良いか、教えていただけますか。	そのとおりでございます。
14	3. 「仕様書」に記載のある『ビッグデータ分析ツール』について、鉄道路線における利用実績データ分析は可能か、また編集可能なデータ（csv形式、shp形式等）の出力は可能か、教えていただけますか。	利用実績データ分析は不可であります。鉄道路線の可視化については、IGR・三陸鉄道のみ可能であります（JRは不可）。また、編集可能なデータ（CSV等）での出力は不可であります。
15	4. 3に関連して、ダッシュボード分類『#5：利用実績の分析』については、県北バス及び岩手県交通の路線バスにおいて、全線で曜日・便あたりの乗降実績が確認できるという認識で良いか、教えていただけますか。	<p>県北バスは補助路線と一部補助路線以外の路線、岩手県交通は補助路線が対象路線となります。なお、「#5 利用実績を分析（乗降調査ダッシュボード）」で確認できる内容は、以下3点となります。</p> <p>①停留所ごとの乗車・降車人数（曜日（平日、土曜、日祝））、便別で絞り込み可能）</p> <p>②曜日、便別の利用人数</p> <p>③通過人員※（曜日（平日、土曜、日祝））、便別で絞り込み可能）</p> <p>※停留所間の区間における利用人数（どの区間でバスに乗っていた人数が最多だったかを確認できます）</p>

16	5. 提案書に記載するタイトルや図表中の文字についても、指定の書式を満たす必要があるか、教えていただけますか。	指定の書式をお願いします。なお、図表において指定の書式では表現が難しい場合は変更を認めますが、見えづらい等、評価者が判断できないものは評価できませんのでご了承ください。
17	別紙2 提供資料について ①分析ツールに含まれるバス事業者の対象系統については、都市圏を運行する全ての路線が含まれるのでしょうか。あるいは、補助対象路線のみでしょうか。	下記のとおりダッシュボードの分類ごとに補助対象系統のみか、全系統なのか、対象系統が異なります。なお、下記路線バスとは岩手県交通と県北バスの2社のみです。 ダッシュボード分類 「#1:県内の公共交通網を可視化」は、路線バス（補助路線）、IGR、三陸鉄道のみ。 「#3:施設へのアクセス性を分析」は、路線バス全路線（一部路線を除く）。 「#4:路線単位で収支状況を分析」は、路線バス（補助路線）。 「#5:利用実績を分析」は、岩手県交通が補助路線、県北バスが補助路線と一部補助路線以外の路線。
18	別紙2 提供資料について ②①に関して、補助対象路線のみである場合、補助対象外の路線の利用実績（ICカードデータなど）は提供可能でしょうか。	発注者でデータ等を所有していないことから提供できません。なお、提供資料については本業務仕様書「別紙2」に記載しているもののみではありますが、本業務を進める上で必要なものであり、また、発注者から関係事業者へデータ等の提供の協議することが望ましいと判断したものについては、発注者で協議を行うことは可能です。
19	別紙2 提供資料について ③ツールに含まれているかに係わらず、2事業者分のICカードデータは提供可能でしょうか。	発注者でデータ等を所有していないことから提供できません。なお、提供資料については本業務仕様書「別紙2」に記載しているもののみではありますが、本業務を進める上で必要なものであり、また、発注者から関係事業者へデータ等の提供の協議することが望ましいと判断したものについては、発注者で協議を行うことは可能です。
20	別紙2 提供資料について ④IGRの利用状況データ（駅別・便別など）は提供可能でしょうか。	発注者でデータ等を所有していないことから提供できません。なお、提供資料については本業務仕様書「別紙2」に記載しているもののみではありますが、本業務を進める上で必要なものであり、また、発注者から関係事業者へデータ等の提供の協議することが望ましいと判断したものについては、発注者で協議を行うことは可能です。
21	実施要領 4 提出書類提出期限等 (3) 提案書等の提出 ・宅配便での提出も可能でしょうか。	提出方法につきましては、提出場所まで持参又は郵送することとしており、郵送する場合は、事前に本プロポーザル実施要領等に記載している「担当部署」へ連絡し、書留郵便（期限内必着）で送付することとしております。